

## 淡路花博 25 周年記念花みどりフェア レンタサイクル促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「淡路花博 25 周年記念 花みどりフェア (以下「花みどりフェア」という。)」の開催期間中、公共交通機関を利用して淡路島に訪れた観光客がレンタサイクルを利用して快適に周遊できるようにするためレンタサイクル利用料金を軽減するレンタサイクル事業者に対し、淡路花博 25 周年記念花みどりフェア レンタサイクル促進事業補助金 (以下「補助金」という。) を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者 (以下「補助対象者」という。) は、淡路島内でレンタサイクル事業を実施する地方公共団体若しくは民間事業者等 (以下「団体等」という。) とする。ただし、民間事業者は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 団体規約等を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にしている団体等であること。
- (2) 県税の滞納がないこと。
- (3) 補助対象者の代表者及び構成員が兵庫県暴力団排除条例 (平成 22 年条例第 35 号) 第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者でないこと。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費 (以下「補助対象経費」という。) は、レンタサイクル貸出料金を軽減する額とする。ただし、レンタサイクル利用者が別表に掲げる花みどりフェアのメイン会場又はサテライト会場を利用し、2 時間以上貸出するものに限る。

2 補助対象者は、補助金の対象となるレンタサイクルの貸出に際しては、花みどりフェアの補助金による割引であることを明らかにするため、本来の貸出価格と割引後の貸出価格を認知できるようにすること。

3 補助対象者が独自で定める軽減制度との併用は対象外とする。

(補助対象期間)

第 4 条 補助金の対象期間は、花みどりフェアの開催期間とする。

花みどりフェア期間：2025 年 3 月 20 日 (木・祝) ～ 4 月 27 日 (日)

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、レンタサイクル 1 台の貸出につき 500 円を上限に予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、レンタサイクル促進事業補助金交付申請書 (様式第 1 号) に次に掲げる書類を添えて、実行委員長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書 (様式第 2 号)
- (2) 同意書 (様式第 3 号)
- (3) 誓約書 (様式第 4 号)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実行委員長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第 7 条 実行委員長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をし、レンタサイクル促進事業補助金交付決定通知書 (様式第 5 号) により、当該決定を受けた申請者 (以下「交付決定者」という。) に対し通知するものとする。

(交付の条件)

第 8 条 交付決定者は、レンタサイクル利用者に対し、花みどりフェアの情報を発信することとする。

(交付決定の内容変更)

第 9 条 交付決定者は、第 8 条の規定による補助金の交付決定の内容を変更するときは、速やかに、

レンタサイクル促進事業補助金変更承認申請書（様式第6号）に、当該変更に係る書類等を添えて実行委員長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 実行委員長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、レンタサイクル促進事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第7号）により、当該交付決定者に対し通知するものとする。

（状況報告）

第10条 実行委員長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して補助対象事業に関する報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業の完了した日から30日以内に、レンタサイクル促進事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類等を添えて、実行委員長に提出しなければならない。

- (1) 実績書（様式第9号）
- (2) レンタサイクルを貸出したことを証する資料
- (3) 前各号に掲げるもののほか、実行委員長が必要と認める書類

（額の確定）

第12条 実行委員長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その報告に関わる書類審査、現地確認等により完了検査を行い、当該報告に係る補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、レンタサイクル促進事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により、当該交付決定者に対し通知するものとする。

（補助金の支払等）

第13条 実行委員長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに、当該交付決定者に対し補助金を支払うものとする。

- 2 実行委員長は、前項の規定にかかわらず、第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。
- 3 交付決定者は、前2項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、レンタサイクル促進事業補助金交付請求書（様式第11号）を実行委員長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 実行委員長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を15日以内の期限を定めて求めることができる。ただし、委員長が、やむを得ない事情があると認めたときは、期限を延長することができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) この要綱その他関係法令に違反し、又は実行委員長の指示に従わなかったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実行委員長が補助金の交付を不相当であると認めるとき。

- 2 実行委員長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、レンタサイクル促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

（遅延利息）

第15条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付できなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を実行委員会に納付しなければならない。

(財産処分の制限)

第 16 条 交付決定者は、補助対象事業により取得した財産について、実行委員長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、又は処分をしてはならない。ただし、交付決定者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を実行委員会に返還した場合又は補助対象事業が完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

(関係書類の保管)

第 17 条 交付決定者は、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

## 別表

## メイン会場

番号	施設名	所在地
1	淡路夢舞台、国営明石海峡公園	淡路市夢舞台
2	洲本市中心市街地	洲本市
3	淡路ファームパーク イングランドの丘	南あわじ市八木養宜上

## サテライト会場

番号	施設名	所在地
1	アート山大石可久也美術館	淡路市楠本 2159
2	アイ・ファーム野田尾農園	淡路市野田尾 693-3
3	赤い屋根	淡路市中田 4139-4
4	明石海峡大橋クルーズ船	淡路市岩屋 1414-3
5	アクアイグニス淡路島	淡路市夢舞台 2-28
6	淡路カントリーガーデン	淡路市野島常盤 1463-6
7	淡路景観園芸学校	淡路市野島常盤 954-2
8	淡路佐野運動公園	淡路市佐野新島 9-6
9	淡路市北淡歴史民俗資料館	淡路市浅野南 240
10	淡路島公園	淡路市楠本 2425-2
11	淡路島タコステ	淡路市岩屋 1414-27
12	淡路ハイウェイオアシス	淡路市岩屋大林 2674-3
13	淡路梅薫堂江井工場	淡路市江井 2845-1
14	あわじ花さじき	淡路市楠本 2865-4
15	あわじ花の歳時記園	淡路市長沢 247-1
16	淡路ワールドパーク ONOKORO	淡路市塩田新島 8-5
17	伊弉諾神宮	淡路市多賀 740
18	ei-to (エイト)	淡路市江井 2622-3
19	大坪だんだんファーム 拠点施設	淡路市生田大坪 338
20	香りの公園	淡路市多賀 530-1
21	国生み神楽みゅーじあむ	淡路市郡家 72-8
22	クラフトサーカス	淡路市野島平林 2-2
23	GREENARIUM awajishima	淡路市野島常盤 1550-10
24	薫寿堂	淡路市多賀 1255-1
25	五斗長垣内遺跡活用拠点施設	淡路市黒谷 1395-3
26	さの小	淡路市佐野 900
27	静の里公園	淡路市志筑 795-1
28	水仙の丘	淡路市多賀 396-9
29	青海波	淡路市野島大川 70
30	千年一酒造	淡路市久留麻 2485-1
31	禅坊靖寧	淡路市楠本 2594-5
32	そばカフェ生田村	淡路市生田畑 152
33	たこせんべいの里	淡路市中田 4155

34	土のミュージアム SHIDO	淡路市多賀 2150
35	陶芸館	淡路市浦 668-1
36	東山寺	淡路市長沢 1389
37	中浜稔猫美術館	淡路市浦 668-2
38	ニジゲンノモリ	淡路市楠本 2425- 2
39	農家レストラン 陽・燦燦	淡路市野島常盤 1510-4
40	のじまスコーラ	淡路市野島墓浦 843
41	Virgin Valley Awaji Olive Farm (バージンバレー淡路オリーブ園)	淡路市楠本 2945-9
42	パルシェ香りの館・香りの湯	淡路市尾崎 3025-1
43	HELLO KITTY SHOW BOX	淡路市野島平林 177-5
44	HELLO KITTY SMILE	淡路市野島墓浦 985-1
45	東浦イチゴファーム	淡路市浦 740
46	東浦サンパーク・天然温泉花の湯	淡路市久留麻 2712-2
47	美湯 松帆の郷	淡路市岩屋 3570-77
48	吹き戻しの里	淡路市河内 333-1
49	北淡震災記念公園 野島断層保存館	淡路市小倉 177
50	本福寺水御堂	淡路市浦 1310
51	松帆アンカレイジパーク「道の駅あわじ」	淡路市岩屋 1873-1
52	道の駅東浦ターミナルパーク	淡路市浦 648
53	鮎屋の滝	洲本市鮎屋 910 番地 2
54	あわかん (旧:淡路島観光ホテル)	洲本市小路谷 1053-17
55	猪鼻谷フォレストパークキャンプ場	洲本市千草己 418-4
56	ウェルネスパーク五色 高田屋嘉兵衛公園	洲本市五色町都志 1087
57	エトワール生石	洲本市由良町由良 2605-1
58	大野地区菜の花畑	洲本市大野地区全域
59	嘉兵衛の里	洲本市五色町都志 203
60	瀬戸内海国立公園 生石公園	洲本市由良町由良 2605-1
61	瀬戸内海国立公園 成ヶ島	洲本市由良町由良
62	先山千光寺	洲本市上内膳 2132
63	Beach House popi	洲本市五色町鳥飼浦 2536
64	みたから公園	洲本市五色町下塚 712-1 付近
65	山城農園	洲本市五色町上塚 2409
66	淡路島牧場	南あわじ市八木養宜上 1 番地
67	淡路じゃのひれアウトドアリゾート	南あわじ市阿万塩屋町 2660
68	淡路人形座	南あわじ市福良甲 1528-1 地先
69	淡路人形浄瑠璃資料館	南あわじ市市三條 880
70	うずしおドームなないろ館	南あわじ市福良甲 1528-4
71	うずの丘大鳴門橋記念館	南あわじ市福良丙 936-3
72	美菜恋来屋	南あわじ市八木養宜上 1408
73	おのころ島神社	南あわじ市榎列下幡多 415
74	休暇村南淡路	南あわじ市福良丙 870-1

75	国清禅寺	南あわじ市松帆西路 689
76	慶野松原	南あわじ市松帆古津路 970-67
77	南あわじ市産業文化センター	南あわじ市津井 2285-4
78	サンライズ淡路	南あわじ市広田広田 1466-1
79	滝川記念美術館 玉青館	南あわじ市松帆西路 1137-1
80	南あわじ市立図書館	南あわじ市福良甲 300
81	灘黒岩水仙郷	南あわじ市灘黒岩 2
82	沼島ターミナルセンター	南あわじ市沼島 2276
83	道の駅うずしお（現：うずまちテラス）	道の駅:南あわじ市福良丙 947-22 テラス:南あわじ市福良丙 947-8
84	メガフロート海づり公園	南あわじ市阿万吹上町 1432-2
85	安富白土瓦 “淡路島かわらや”	南あわじ市松帆脇田甲 105-2
86	諭鶴羽神社	南あわじ市灘黒岩 472
87	諭鶴羽ダム・憩いの広場	南あわじ市神代浦壁
88	若人の広場公園	南あわじ市阿万塩屋町 2658-7